

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約（以下、本規約という）は、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（以下、本会という）の定款第7条の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とします。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または企業ならびに団体とします。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、以下の事業を行います。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会又は賛助会員との情報交換会等の開催
- (3) 本会へのEメール等による情報発信の取次
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人または企業ならびに団体は、入会申込書と誓約書を本会事務局に提出することで加入するものとします。

- 2 入会申込時の届出事項に虚偽があった場合は、入会申込を受理しないことがあります。

(年会費)

第5条 賛助会員は年会費を納入するものとします。

- 2 年会費の額は、団体・企業は一口20,000円、個人は一口10,000円とし、1口以上を負担するものとし、賛助会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- 3 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とします。
- 4 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄とします。

(退会)

- 第6条 会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。
- 2 当会は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行いません。
 - 3 年会費の納入が有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものとみなします。

(会員資格の喪失)

- 第7条 本会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとします。
- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合
 - (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした場合
 - (3) 本規約に違反する行為を行った場合
 - (4) 当会が会員として不相当と判断した場合
 - (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- 2 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当会は、理由の如何を問わず、年会費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

(賛助会担当理事)

- 第8条 本会は第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援するため、理事の中から賛助会担当理事を若干名置くことができます。
- 2 賛助会担当理事は、第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援します。

(その他)

- 第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項は理事会で決定します。

付則

※この規約は平成29年4月1日より施行

※令和元年5月14日定款変更により一部記載内容を変更